

令和5年度（2023年度）

保育所等入所の手引き

申込受付

① 新年度受付（令和5年4月から入所）

受付期間 令和4年11月1日（火）～11月14日（月）8時30分から17時15分まで
（11月3日（祝木）、5日（土）、12日（土）、13日（日）除く）

令和4年11月6日（日） 8時30分から正午まで

受付日	11月1日（火）	2日（水）	4日（金）	6（日）～14日（月）
対象クラス	0・2歳児	1歳児	3～5歳児	全クラス

※ きょうだいは同時に、年齢が上のお子さんの受付日に申し込んでください。

※ 混雑防止のためご協力をお願いします。

② 年度途中入所受付（毎月1日入所）

受付期間 入所希望月の3か月前から前月10日（10日が土日祝日の場合はその前日）まで
【例 8月1日入所の場合 ⇒ 5月1日から7月10日】

* 職場復帰等で12～3月の途中入所を希望する方は、新年度受付期間中に同時に申し込みをして下さい。（令和4年12月入所の申請締切は11月10日です）

* 申請をする際、提出書類に不備があると受付できない場合があります。提出前に再度ご確認をお願いします。

③ 申込受付場所 羽生市役所 1階 子育て支援課

令和5年度クラス年齢表

クラス年齢	生年月日
5歳児	H29（2017）.4.2～H30（2018）.4.1
4歳児	H30（2018）.4.2～H31（2019）.4.1
3歳児	H31（2019）.4.2～R2（2020）.4.1
2歳児	R2（2020）.4.2～R3（2021）.4.1
1歳児	R3（2021）.4.2～R4（2022）.4.1
0歳児	R4（2022）.4.2～R5（2023）.4.1

* 4月1日現在の年齢でクラスが決まります。

* 入所申込は、申し込み時点で生まれているお子様が対象です。



®

【お問合せ】 羽生市 子育て支援課 児童保育係

TEL：048-561-1121（内線 195～197）

目 次

1	保育所等とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	保育認定について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	保育を必要とする事由・・・・・・・・	1
4	保育の必要量・・・・・・・・	2
5	保育所等入所申込受付期間・・・・・・・・	2
6	育児休業中に入所申込をする場合・・・・・・・・	3
7	保育所等入所申込の流れ・・・・・・・・	3
8	入所申込必要書類・・・・・・・・	4
9	利用者負担額（保育料）について・・・・・・・・	6
10	給食費（主食費・副食費）について・・・・・・・・	8
11	入所決定後について・・・・・・・・	9
12	入所後の届出と注意事項・・・・・・・・	9
13	市内保育所等一覧・・・・・・・・	10
14	市外の保育所等を希望する場合・・・・・・・・	13
15	市外の方が羽生市内の保育所等を希望する場合・・・・・・・・	14

1 保育所等とは

保育所等は、保護者が就労や疾病等の理由で子どもを家庭で保育することができない場合、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

2 保育認定について

保育所等を希望される方全員が保育認定（2号認定：満3歳以上、3号認定：満3歳未満）を受けていただく必要があります。また、現在、教育認定（1号認定）を受けている方が、保育認定を受ける場合も手続きが必要です。

認定区分	要件
2号認定	子どもが満3歳以上で、保育を必要とする理由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
3号認定	子どもが満3歳未満で、保育を必要とする理由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

※保育認定については、保育が必要であるということの認定であり、希望保育所等の入所決定ではありません。

3 保育を必要とする事由

保育認定を受けるには、羽生市に住所があり、保護者が次の「保育を必要とする事由」に該当することが必要となります。

保育を必要とする事由		
1	<u>就労</u>	児童と離れて家事以外の仕事をするのが日常であること(月64時間以上) ※月64時間未満の場合は「求職活動」の扱いとなります。
2	<u>妊娠・出産</u>	妊娠中であるか又は、出産後の間がないこと(出産予定月1か月前、産後2か月まで入所可能)
3	<u>疾病等</u>	肉体的、精神的に疾病・障がいを持っていること
4	<u>看護等</u>	同居又は長期入院している親族の看護・介護をしていること
5	<u>災害復旧</u>	火災、風水害、地震等の復旧に当たっていること
6	<u>求職活動</u>	求職活動(起業準備を含む)をしていること(入所より2か月まで入所可能)

7	就学	卒業後の就労を前提とした学校に通学していること（職業訓練を含む）
8		<p>育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>※ただし、「1就労」による事由で利用を開始した場合に限り、なおかつ、育児休業中についても就労先との雇用契約が継続し、育児休業終了後に復職することが決定している場合のみとなります。</p> <p>※なお、継続入所を認めることができる期間は、出生した児童が満1歳に達する日の属する年度の末日までです。</p>

4 保育の必要量

保育が必要な理由及び就労等の状況に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分に分類され、それぞれの利用区分により利用可能時間が異なります。

利用区分	利用可能時間	保育が必要な理由
保育標準時間	1日最長11時間の利用が可能	就労（月120時間以上の就労）、妊娠・出産、疾病等、看護等、就学
保育短時間	1日最長8時間の利用が可能	就労（月64時間以上120時間未満の就労）、求職活動

注 意

ここで認定されるのはあくまで、「最大で施設を利用することのできる時間」となります。そのため、実際の利用時間は保護者の就労時間等の実情に応じた保育が必要とされる時間となります。

5 保育所等入所申込受付期間

(1) 4月からの入所を希望される場合

(受付期間)

申請期間

令和4年11月1日（火）～令和4年11月14日（月）

※11月3日（祝木）、5日（土）、12日（土）、13日（日）を除く

ただし、11月6日（日）は午前8時30分から正午まで受付

(申込場所)

羽生市役所 1階 子育て支援課

(2) 5月以降の入所を希望する場合

入所希望月の3か月前から前月10日（10日が土日祝日の場合はその前日）まで

【例 8月1日入所の場合 ⇒ 5月1日から7月10日】

6 育児休業中に入所申込をする場合

育児休業中に申込をして入所が決定した場合、入所月の翌月までに育児休業を終了し、職場へ復帰することが入所の条件となります。

例) 4月1日入所の場合、5月末日までに職場復帰

注 意

※職場復帰後に、必ず復職証明書を子育て支援課児童保育係へ提出いただき、復職日を確認させていただきます。※提出がない場合、退所となります。

※育休中（4月入所希望の場合、5月末日までに職場復帰を予定していない時）の転園は認められません。

7 保育所等入所申込の流れ

申請書配布



★申込書類は、子育て支援課で配布します。
★希望保育所等へ児童を連れ、事前に見学をお願いします。
特に、食物アレルギーや健康に関する事、また日常生活において留意している点等ある場合には、施設見学の際に施設担当者へ必ず説明してください。
★見学の日時を事前に電話で各保育所等へご確認の上、別添保育所等見学申請書をご提出ください。
*見学をしない場合には、入所選考できない場合があります。

申 込



- 書類確認
- 支給認定
- 入所選考

★不足書類がある場合は、支給認定の対象外となり入所選考ができませんのでご注意ください。
★利用希望月の締め切り日までにご提出ください。
★申込児童の健康状況等により、面談を行う場合があります。
★申込内容（勤務証明等）に虚偽があった場合には入所選考の対象となりません。
★利用の可否については申込の順番や抽選で決定するものではありません。

結果通知



【4月入園希望の方】

★1月下旬頃（予定）に選考結果の通知を発送します。

【年度途中入所希望の方】

★入所希望月の前月下旬頃、内定した方には通知を発送いたします。

【共通事項】

★入所保留となった場合、申請はその年度末まで有効となりますので、翌月以降も毎月選考を実施いたします。新年度の申請は改めて必要になります。

★「保育保留通知書」は申込月のみ郵送します。

★電話での連絡はいたしません。

入園説明会



入所

★施設の利用が内定しましたら、施設で説明会があります。

毎月1日

注 意

- (1) 利用開始日より前にならし保育をすることはできません。
- (2) 申請の内容に変更が生じた場合は速やかに子育て支援課児童保育係へご連絡ください。
- (3) 保育の必要性の認定基準を満たさなくなったときや、入所の意思がなくなった場合には「施設利用申込取下書」を提出してください。

8 入所申込必要書類

- ① 教育・保育給付認定申請書
- ② 保育利用申込書
- ③ 申告書
- ④ 入所申込に係る確認書
- ⑤ 保育を必要とする事由を確認するための書類（※1）
*保護者（父・母）それぞれの提出が必要です。
- ⑥ 該当する場合のみ必要となる書類（※2）

【留意事項】

○上記書類は児童1人につき1枚ずつ提出してください。

なお、きょうだい同時入所申込の場合、⑤・⑥は原本1部とコピーで構いません。

○提出書類に不備がある場合は受付できないことがあります。

○提出いただいた書類のほか、必要に応じて書類の提出を求める場合がありますので、ご了承ください。

⑤保育を必要とする事由を確認するための書類（※1）

事由	必要書類
就労（月64時間以上）	・就労証明書
妊娠・出産	・母子健康手帳の写し （※表紙及び出産予定日が明記されたページ）
疾病等	・医師の診断書（※保育が困難な旨の明記がされたもの）または、 身体障がい者手帳、療育手帳 等
看護等	・医師の診断書（※看護が必要な旨明記されたもの）または、 同居家族を看護している場合、身体障がい者手帳 等
就学	・在学証明書もしくは学生証のコピー

⑥該当する場合のみ必要となる書類（※2）

必要となる方	必要書類
児童の兄弟が幼稚園等（保育所、認定こども園以外）に在園している方	・在園証明書 ※提出があれば、利用者負担額（保育料）の算定の際に、軽減することができます。
離婚を前提に別居し、かつ、離婚調停中または裁判中の方	・離婚調停中または離婚裁判中であることが確認できるもの（裁判所発行書類）のコピー
65歳未満の祖父母等同居している方	・家庭状況調査書
育児休業中の方	・復職証明書
令和4年1月2日以降に羽生市へ転入した方	・入所手続きの際にマイナンバーの記載・提示

注 意

虚偽の申込がなされた場合、その申込は無効になります。また、入所決定後において、虚偽の申し込みが判明した場合には、その決定は取り消され、退所となります。

9 利用者負担額（保育料）について

児童が保育所等の利用を開始した場合、毎月、保育料を納付いただきます。納付先は、施設によって異なります。

保育所、保育園 ⇒ 羽生市へ納付
※毎月月末納期限（納期限が土日祝日の場合はその翌日）
※口座振替での支払いにご協力願います。

認定こども園 ⇒ 施設に納付
※納付方法は各施設にお問い合わせください。

（１）保育料の算定

保育料の金額は、児童の教育・保育給付認定区分、年齢、扶養義務者の税額（合計額）をもとに算定します。

- ①児童の教育・給付認定区分：保育短・標準時間認定（3号認定）のそれぞれで保育料が異なります。
- ②年 齢：年度当初（4月1日現在）の年齢により、保育料が異なります。年度途中で3歳になった場合でもその年度末までは3号認定（2歳児）として保育料を納付していただきます。
- ③扶 養 義 務 者：原則、父母が保育料算定上の扶養義務者となります。また、ひとり親家庭で、児童と同居している祖父母がいる場合には、その祖父母などが家計の主たる生計維持者になることがあります。
- ④税 額：施設を利用する月に応じて、前年度又は当年度の市町村民税の所得割・均等割額等での算定となります。
- ⑤算 定
　　<<対象者>> 父母の場合2人の合計額になります。

	施設を利用する月	市町村民税該当年度
利用月と市町村民税年度	4月から8月まで	① 令和4年度（前年度）市町村民税額（令和3年1月1日～12月31日の収入が算出根拠）
	9月から3月まで	② 令和5年度（当年度）市町村民税額（令和4年1月1日～12月31日の収入が算出根拠）

(2) 保育料の注意事項

- 公立、私立ともに保育料は同じです。
- 保育料は1か月単位となっており、月の1日現在に在籍していれば、実際の登園状況に関わらず1か月分の保育料がかかります。月途中の退園の場合でも、保育料は日割計算されません。
- 所得の申告をされていない方は申告手続きが必要です。
- 市町村民税が確認できない場合には、原則最高階層で算定保育料を納付していただきます。
- 3歳児～5歳児クラスの園児の保育料は無償となりますが、別途主食・副食費の実費徴収があります。
- 施設により異なりますが、入所時の「通園バック、体操着、園服、帽子代等」や毎月の「主食・副食費、行事代等」、実費徴収があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

(3) 利用者負担額（保育料）の軽減（2・3号認定）

- ①市町村民税所得割額（合計）が57,700円未満の世帯の場合
上の子の年齢に関わらず、

・第2子 → （該当する保育料の）半額	・第3子以降 → 無料
---------------------	-------------

- ②ひとり親世帯等に該当し、市町村民税所得割額（合計）が77,101円未満の世帯の場合
上の子の年齢に関わらず、

・第1子 → （該当する保育料の）半額	・第2子以降 → 無料
---------------------	-------------

- ③小学校就学前の範囲において、保育所等を同時に利用する児童が複数いる場合、

・第2子 → （該当する保育料の）半額	・第3子以降 → 無料
---------------------	-------------

- ④3人以上の子どもが同居している世帯で、3人目以降の子どもが満3歳未満の場合

・第3子以降 → 無料	<u>*申請が必要です。</u>
-------------	------------------

※保育料の詳細は、ホームページをご確認ください。

10 給食費（主食費・副食費）について

給食費（主食費・副食費）については、保護者の負担になります。

3～5歳児クラスの給食費は施設により徴収します。0～2歳児クラスの子どもの給食費は保育料の一部として負担していただきますので、別途お支払いをする必要はありません。

給食費の負担額、支払い方法等は施設により異なります。

（1）副食費免除について

施設が徴収を行う副食費は、保護者の収入（市町村民税額）や兄弟姉妹の人数等により免除等の対象となる場合があります。副食費免除の対象の方には通知をします。

- ① 年収約360万円未満相当世帯の場合は、第1子のお子さんから副食費免除の対象となります。副食費免除の判定に用いる市町村民税は、保育料の算定と同様の基準となります。

※年収約360万円相当…（ひとり親世帯等）市町村民税所得割課税額が77,101円未満

（ひとり親世帯等以外）市町村民税所得割課税額が57,700円未満

- ② 保育所等や幼稚園をきょうだいで同時利用する場合、3人目以降のおさんは、副食費免除の対象となります。

※例 5歳児、4歳児、3歳児同時保育所利用 → 3歳児は副食費免除

小2、5歳児、4歳児 → 免除対象外（同時利用の第3子はいないため）

※ 1号認定の副食費免除の基準は異なります。別途、お問い合わせください。

※ 副食費免除の上限額は1ヶ月に「4,500円」となります。

1.1 入所決定後について

- (1) 入所当初の一定期間は、集団生活に慣れるまで徐々に保育時間を延ばしていく「ならし保育」（保育所等により概ね1週間～1か月程度で児童の状況により時期は異なります。）を実施するため保育時間が短くなりますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 求職活動中で申込をされた方は、入所後2か月以内に速やかに子育て支援課児童保育係へ就労証明書を提出してください。

1.2 入所後の届出と注意事項

- (1) 入所後、次の事項に変更が生じた場合は速やかに子育て支援課児童保育係へ届出をお願いします。

住所変更（市外転出、転居）、連絡先、家族構成、妊娠、出産、結婚、離婚、死亡、別居、退職、勤務先等就労状況、市区町村民税課税状況

届出により、認定変更になる場合があります。認定（保育時間）変更については毎月10日（土日祝日の場合は前日）締め切り、翌月から認定（保育時間）が変更になります。

- (2) 仕事を退職後、すぐに求職活動を行う場合、子育て支援課児童保育係へ認定変更の申請を提出いただきます。なお、入所から2か月以内に就労証明書を提出できない場合は退所となります。

13 市内保育所等一覧

◎公立保育所

保育所名	所在地	定員 (人)	入所年齢	標準保育時間 (短時間)	(短時間向け) 延長保育		電話番号
					朝	夕方	
第1保育所	中央 1-3-23	60	生後 6ヵ月～	7:30～18:30 (8:30～16:30)	7:30	18:30	048- 561-3572
第3保育所	北 2-5-22	60	生後 6ヵ月～	7:30～18:30 (8:30～16:30)	7:30	18:30	048- 561-1021
第6保育所	下新田 113	60	生後 6ヵ月～	7:30～18:30 (8:30～16:30)	7:30	18:30	048- 561-8795
第7保育所	下岩瀬 731-2	60	生後 6ヵ月～	7:30～18:30 (8:30～16:30)	7:30	18:30	048- 561-9288

◎私立保育園・認定こども園

保育所名	所在地	定員 (人)	入所年齢	標準保育時間 (短時間)	延長保育		電話番号
					朝	夕方	
いずみ保育園	藤井下組 1013-1	250	生後 3ヵ月～	7:00～18:00 (8:00～16:00)	7:00	19:00	048- 565-2020
須影保育園	須影 757	150	生後 3ヵ月～	7:00～18:00 (8:30～16:30)	7:00	19:00	048- 561-1029
きむら 認定こども園	上手子林 76-3	250	生後 3ヵ月～	7:00～18:00 (8:30～16:30)	7:00	19:00	048- 565-2114
とねの会 こども園	上川俣 87	250	生後 3ヵ月～	7:00～18:00 (8:00～16:00)	7:00	19:00	048- 561-6200
認定こども園 建福寺幼稚園	南 1-3-12	120	1歳児～	7:30～18:30 (8:30～16:30)	7:30	18:30	048- 561-2209
かなくぼこども園 キラリ	北荻島 430-1	90	生後 5ヵ月～	7:30～18:30 (8:30～16:30)	7:30	19:00	048- 565-3675

施設名	見学	送迎バス	一時・緊急保育	ならし保育	保育方針	その他	土曜保育時間 (希望者)
公立 保育所 (第1、3、 6、7)	可 事前 電話予約	無	有	有 状況に 応じて 対応	<ul style="list-style-type: none"> 健康で明るい、感性豊かな子どもを育てる 子どもの健全育成のため、子育て支援をする 	○子育て電話相談	通常8:30～ 16:30 延長7:30～ 18:30 (第3・第7 保育所)
いずみ 保育園	可 事前 電話予約	有 土曜日は無し	有	有 状況に 応じて 対応	<ul style="list-style-type: none"> 心身ともに健やかで、思いやりの心を持ち、体験を通して何事にも前向きに取り組める子 	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援センター「いずみっこくらぶ」 ○いずみ学童クラブ隣接 ○体験学習 ○英会話・体操教室・お茶のおけいこ ○課外教室(スイミング・コスモスポーツクラブ・フィフス英会話) 	通常8:00～ 17:00 延長7:30～ 18:00
須影 保育園	可 事前 電話予約	有 土曜日は無し	有	有 状況に 応じて 対応	<ul style="list-style-type: none"> 健康で明るく優しい子、自分のことは自分でし、人に迷惑をかけない子、我慢強い子どもに育てる 	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援センター「ふたばくらぶ」 ○すかげ児童クラブ(学童保育)併設 ○体力向上(体操・スイミング・マラソン) ○食育(自園畑での野菜作り・調理体験)の充実 	通常8:00～ 15:00 延長7:00～ 18:00
きむら 認定 こども園	可 事前 電話予約	無	有	有 状況に 応じて 対応	<ul style="list-style-type: none"> ○一人ひとりの個性を大切に主体性を育てる 健康でたくましい子 友だちとなかよくできる子 自由な表現ができる子 感性が豊かな子 	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援センター「なかよしひろば」 ○南羽生学童クラブ併設 ○外遊びの充実 ○体験学習 ○英会話・体操教室 ○課外教室(スイミング・英語教室・体操教室・ピアノ教室) 	通常8:30～ 16:30 延長7:00～ 18:00

施設名	見学	送迎バス	一時・緊急保育	ならし保育	保育方針	その他	土曜保育時間 (希望者)
とねの会 こども園	可 事前 電話予約	有 土曜日は無し	有	有 状況に 応じて 対応	<ul style="list-style-type: none"> ・四季の中で五感を育む ・明るく素直な元気な子を育む ・心豊かな実りある保育 	<p>○とねの会こども園ホームページ、インスタグラムをご覧ください</p> <p>○自然を活かし遊びの中から学べる環境</p> <p>○ちびっこ農園、自然探索ができる築山、ふわふわドーム等</p> <p>○食育(栄養教諭)、保健衛生指導(看護師)、育児相談等(臨床心理士、保育教諭)</p> <p>○子育て支援センター「ぶちToNe」</p>	通常8:00～ 16:00 延長7:30～ 17:00
認定 こども園 建福寺 幼稚園	可 事前 電話予約	有 土曜日は無し	無	有 状況に 応じて 対応	<ul style="list-style-type: none"> ・いのちの恵みに感謝し、他者への優しさとかしこさをあわせ持つ子どもの育成 	<p>○英語、体操、ピアノ、花まる教室などの課外活動の詳細についてはホームページをご覧ください。</p>	通常8:30～ 13:00 延長7:30～ 18:30 (事前予約制)
かなくぼ こども園 キラリ	可 事前 電話予約	有 土曜日は無し (乗車は 年少児 から)	無	有 状況に 応じて 対応	<ul style="list-style-type: none"> ・うれしい時には笑い かなしい時には涙を流し ぐちゃい時には闘志を燃やし 心豊かに生きる力を育てる 	<p>○子育て相談</p> <p>○課外教室(体育クラブ、スイミング、英語、ピアノ、リトミック)</p> <p>○身体に優しい自園給食</p>	通常8:30～ 13:00 延長7:30～ 18:30

14 市外の保育所等を希望する場合

希望する市区町村に勤務先がある、転出予定である等の理由で羽生市以外の保育所等を希望する場合は、羽生市を通しての申込みとなります。

市区町村によって条件や必要書類が異なります。事前に希望保育所等のある市区町村の担当課に羽生市様式以外の必要書類提出や受付期間を確認の上申し込んでください。

施設の見学については、希望保育所等のある市区町村にご確認ください。

○必要書類

- ・「8 入所申込必要書類」(P4～5参照)
- ・希望先の市区町村で必要となる書類

○羽生市から転出予定の方

上記の手続きで、転出前からあらかじめ転出先市区町村に入所を申し込むことができます。

ただし、入所希望月の前月末までに、転出先の市区町村に住民登録と転出先市区町村での保育所等の申込書等の提出が必要となることが一般的です。あらかじめ転出先の市区町村に直接ご確認ください。

15 市外の方が羽生市内の保育所等を希望する場合

羽生市内の保育所等を希望する場合は、住所のある市区町村の保育所担当課で申し込みを行ってください。入所申し込みにあたり、使用する様式は住所のある市区町村でご確認ください。

住所が羽生市以外の方は、原則羽生市内に勤務地がある、羽生市に転入が決まっている場合受付ができます。

○受付期限

4月入所 ⇒ 令和4年11月14日（月）

5月以降入所 ⇒ 入所希望月の3か月前から前月10日（土日祝日の場合は前日）

上記期限までに羽生市子育て支援課に届くことが条件です。

○希望施設の見学

羽生市内の保育所等を希望される方は、希望保育所等へ事前に見学を行ってください。

特に食物アレルギーや健康に関する事等、日常生活において留意している点がある場合には、施設担当者へ必ず説明してください。

○提出書類

- お住いの市区町村で必要となる書類
- 転入に関する誓約書（転入予定者のみ）
- 住所や転入時期が確認できる売買契約書または賃貸借契約書等のコピー、もしくは既に羽生市に住民登録のある世帯と同居予定の場合は同居同意書（転入予定者のみ）

○羽生市内への転入予定の方

入所希望月の前月末日までに以下の手続きを済ませることが条件となります。

- 羽生市に住民登録をする。
- 転入後に、羽生市子育て支援課で羽生市の様式で保育所等の申込をする。

市役所で転入手続き後に、子育て支援課で申し出てください。

申込前に確認をお願いします

◎申込児童1人につき1部ずつ提出

きょうだいで同時に申込の場合、就労証明書などの証明書類は原本1部で、それ以外はコピーでも構いません。

◎保育所等には見学に行きましょう。

◎書類提出後は返却できません

必要な方はコピー等をした上で提出してください。

◎提出書類はすべて揃っていますか。記入はお済みですか。

教育・保育給付認定申請書（1枚 表・裏）

保育利用申込書（1枚 表のみ）

申告書（2枚 表・裏 合計4ページ）

入所申込に係る確認書・保育所等利用申込に係る説明事項確認書
（1枚 表・裏）

保育を必要とする事由を確認するための書類（詳細は4～5ページ）
保護者（父・母）それぞれの提出が必要です。

該当する場合のみ必要となる書類（詳細は4～5ページ）

◎市外の保育施設をご希望の方は、上記書類以外に必要な書類がある場合があります。
希望する市町村に確認してください。

◎保育所等入所の手引き、申請書類等をご確認の上、申請期間に申請してください。